

答 申 書
(答申第50号)
平成19年5月7日

1 審査会の結論

特定施設の指定管理者候補者選定委員会議事録のうち、異議申立てのあった別紙1の表に掲げる非開示部分のうち、同表の右欄に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の部分非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象公文書は、特定施設の指定管理者候補者選定委員会（以下「本件選定委員会」という。）議事録である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対応する公文書として、特定施設に係る①第1回本件選定委員会議事録、②第2回本件選定委員会議事録（以下「本件公文書」という。）を特定し、本件公文書に北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報、同項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）及び同項第6号に規定する非開示情報（以下「6号情報」という。）が記録されているとして、これらに該当する情報を除いて一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分において2号情報又は6号情報に該当するとして非開示とした情報のうち、別紙1に掲げる部分の開示を求めていることから、その妥当性について判断することとする。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、本件公文書に記録されている情報のうち、選定されなかった団体名及びそれが特定され得る記述については、これを開示することにより、当該団体がノウハウによって作成した企画提案書の提案内容による審査の結果、選定されなかったということが明らかになり、当該団体の競争上の地位又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められると主張する。

また、条例に基づく公文書の開示については、開示請求者の如何を問わず判断すべきものであり、条例の規定の趣旨に沿って判断した結果、選定されなかった団体名及びそれが特定され得る記述については、非開示情報に該当するものであると主

張する。

ウ 2号情報の「不当に損なわれると認められるもの」に該当するかどうかは、当該法人等に係る当該事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けなどを客観的に判断して行うものとされている。

実施機関の説明によると、指定管理者の指定の手続については、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号。以下「手続条例」という。）、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第125号。以下「施行規則」という。）等に基づき行われている。

特定施設の指定管理者については、手続条例第5条の規定に基づき設置された本件選定委員会が、同第4条の規定に基づく特定施設の指定管理者候補者決定基準（以下「決定基準」という。）による申請者の審査を経て、指定管理者の候補者として最適と認める団体を決定し、その結果について審査の経過とともに実施機関に報告し、実施機関は、本件選定委員会の報告を踏まえ、指定管理者の候補者として最適な団体を選定し、指定管理者の候補者として選定された団体は、北海道議会の議決を経て、指定管理者として指定されている。

また、決定基準に基づく審査は、申請資格等（申請の形式的要件）審査、必須項目審査及び加点項目審査の順に行い、申請資格等（申請の形式的要件）審査項目のうち一つでも満たしていない項目があるときは失格、必須項目審査に係る審査項目のうち一つでも満たしていない項目があるときは選定対象外となるものである。

このうち申請資格等（申請の形式的要件）審査項目は、申請資格を有していること、施行規則第5条に基づく破産等の欠格事項に該当しないことなどからなり、必須項目審査に係る審査項目は、施設の利用条件が住民の利用を不当に拒否し又は制限するものでないこと、設置条例の趣旨及び規定に違反していないことなどからなっている。

当審査会としては、選定されなかった当該団体は、実施機関が既に公表している情報から、決定基準における申請資格等（申請の形式的要件）審査及び必須項目審査で定める審査項目に適合しており、指定管理者になり得る団体の一つとして加点項目審査の対象までになったことが認められる。

そうであれば、本件選定委員会における審査の結果、最終的に指定管理者として選定されなかったという事実を明らかにすることが、当該団体に何らかの影響を及ぼすことを否定するものではないが、直ちに当該団体の社会的な評価を不当に損なうとまでは認められない。

さらに、実施機関は、指定管理者の選定に当たっては公募から指定までの情報公開の徹底など透明性の確保を謳っていること、また、他都府県の約半数が、選定されなかった団体名を開示している状況にあることからしても、当該団体の社会的な評価が不当に損なわれると認めることはできないものであり、選定されなかった団体名及びそれが特定され得る記述は2号情報に該当しないものと判断する。

しかしながら、当審査会が、実施機関が2号情報に該当するとして非開示とした部分を見分したところ、当該団体の評価が記載されている部分があり、これらを開示することは、当該団体の社会的な評価が不当に損なわれると認められる。

これらのことから、実施機関が2号情報に該当するとして非開示とした部分のうち、別紙1の表の右欄に掲げる部分については開示すべきであるが、当該団体の評価が記載されているその他の部分については、開示することにより、当該団体の社会的な地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

(4) 6号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等（国、独立行政法人等若しくは地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体）の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、本件公文書に記録されている情報のうち、発言者の氏名及びそれが特定され得る記述については、これを開示することにより、委員就任を拒否されたり、選定に際しての委員の発言が開示を前提としたものとなり、議論が形骸化するなど、今後の同種の委員会の事務の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものであると主張する。

ウ 本件選定委員会は、指定手続条例第5条の規定に基づき、公の施設ごとに定める申請資格及び選定基準の決定並びに指定管理者の候補者の選定について、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴くために設置されている。

また、「特定施設の指定管理者候補者選定委員会」設置要綱では、委員の責務として、公正、公平に所掌事務をしなければならないとされており、委員は、審議等において、公正、公平な判断が求められている。

このような観点からすれば、本件選定委員会の発言者の氏名及びそれが特定され得る記述を開示すると、既に開示している委員の発言内容から、どの委員の意見であるかが明らかとなり、委員の率直な意見、感想等に対し、外部から圧力や干渉等の影響が及ぶことも予想され、自由闊達な意見交換や本件選定委員会の公正・公平性が不当に損なわれることによって、今後の同種の選定委員会の公正又は円滑な会議の運営が著しく困難になると認められる。

しかしながら、当審査会が、実施機関が6号情報に該当するとして非開示とした部分を見分したところ、発言者の氏名が特定され得る記述とは認められないものも一部に見受けられた。

これらのことから、実施機関が6号情報に該当するとして非開示とした部分のうち、別紙1の表の右欄に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については、開示することにより、将来の同種の事務の公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認められることから、6号情報に該当すると判断する。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件選定委員会が恣意的な判断をした疑いが高く、議事進行が不可解であり、選定されなかった団体のみならず、新たに導入された指定管理者制度に対する住民の不信を招くものであり、本件公文書は公開の必要性がある旨主張する。

しかしながら、当審査会としては、あくまでも条例の規定により実施機関が行った本件処分が妥当かどうかを判断するものであることから、その主張を採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成18年 8 月 1 日	<ul style="list-style-type: none">○ 諮問書の受理（諮問番号36）○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③委任状の写し、④公文書開示請求書の写し、⑤公文書一部開示決定通知書の写し、⑥異議申立ての概要、⑦理由説明書、⑧対象公文書の写し）の提出
平成18年 8 月 2 日	<ul style="list-style-type: none">○ 新規諮問事案の報告○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成18年 9 月12日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取○ 異議申立人の意見陳述○ 審議
平成18年11月15日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 審議
平成18年12月12日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 審議
平成19年 1 月18日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 審議
平成19年 2 月15日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 審議
平成19年 3 月14日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 審議
平成19年 4 月19日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 審議
平成19年 4 月26日 （第20回審査会）	<ul style="list-style-type: none">○ 答申案審議
平成19年 5 月 7 日	<ul style="list-style-type: none">○ 答申

異議申立てに係る非開示部分及び開示すべき部分

対象公文書	非開示とした部分	開示すべき部分	該当条項
平成17年12月19日第1回特定施設の指定管理者候補者選定委員会議事録	1 頁の下から 5 行目34文字目から同行44文字目まで	同左	条例第10条 第 1 項第 2 号
	2 頁の上から 5 行目 7 文字目から同行11文字目まで	同左	
	2 頁の上から 6 行目22文字目から同行26文字目まで	同左	
	2 頁の上から 7 行目31文字目から同頁の 9 行目43文字目まで	—	
	2 頁の上から11行目31文字目から同行41文字目まで	同左	
	3 頁の下から 1 行目 2 文字目から同行 6 文字目まで	同左	
	3 頁の下から 1 行目19文字目から同行21文字目まで	同左	
	4 頁の下から 5 行目 5 文字目から同行12文字目まで	同左	
	4 頁の下から 5 行目18文字目から同行29文字目まで	—	
	1 頁の下から 5 行目14文字目から同行29文字目まで	—	
	1 頁の下から 3 行目18文字目から 2 行目34文字目まで	—	
	1 頁の下から 1 行目39文字目から 2 頁の上から 1 行目20文字目まで	—	
	3 頁の上から18行目 2 文字目から19行目20文字目まで	—	
	3 頁の上から33行目 2 文字目から同行20文字目まで	—	
	4 頁の上から19行目	—	
	5 頁の上から26行目 2 文字目から同行 5 文字目まで	—	
	5 頁の上から26行目10文字目から同行13文字目まで	—	
5 頁の上から34行目 2 文字目から同行15文字目まで	—		
平成17年12月21日第2回特定施設の指定管理者候補者選定委員会議事録	2 頁の上から 4 行目35文字目から 5 行目22文字目まで	—	条例第10条 第 1 項第 2 号
	2 頁の上から19行目 1 文字目から同行12文字目まで	同左	
	2 頁の上から19行目15文字目から同行20文字目まで	同左	
	2 頁の上から19行目26文字目から同行28文字目まで	同左	
	2 頁の上から21行目27文字目から22行目12文字目まで	—	
	2 頁の上から32行目21文字目から同行24文字目まで	同左	
	2 頁の上から32行目35文字目から同行40文字目まで	同左	
	2 頁の上から32行目43文字目から33行目 3 文字目まで	同左	
	2 頁の上から33行目 9 文字目から同行14文字目まで	同左	
	2 頁の上から35行目26文字目から同行30文字目まで	同左	
	2 頁の上から38行目 8 文字目から同行12文字目まで	同左	
	3 頁の上から34行目17文字目から同行19文字目まで	同左	
	5 頁の上から24行目34文字目から27行目12文字目まで	同左	
	5 頁の上から30行目24文字目から同行28文字目まで	同左	
	5 頁の上から34行目20文字目から同行24文字目まで	同左	
	7 頁の上から 8 行目33文字目から同行37文字目まで	同左	
	1 頁発言部分の上から 4 行目14文字目から 5 行目まで	—	条例第10条 第 1 項第 6 号
	1 頁発言部分の上から 8 行目30文字目から10行目11文字目まで	—	
	2 頁の上から38行目13文字目から39行目18文字目まで	—	
	4 頁の下から17行目	—	
	5 頁の上から 6 行目13文字目から25文字目まで	—	
	5 頁の上から27行目13文字目から28行目まで	—	
	5 頁の上から29行目から30行目 7 文字目まで	—	
	5 頁の上から33行目 4 文字目から同行19文字目まで	—	
	6 頁の上から15行目 2 文字目から同行36文字目まで	—	
	6 頁の上から17行目37文字目から18行目まで	—	
	7 頁の上から 8 行目 1 文字目から同行29文字目まで	同左	
	7 頁の上から11行目26文字目から同行45文字目まで	—	
	7 頁の上から12行目27文字目から13行目24文字目まで	—	
	7 頁の下から22行目 2 文字目から18行目17文字目まで	—	
8 頁の上から18行目	—		
8 頁の上から24行目	—		
8 頁の上から30行目	—		
8 頁の上から37行目 2 文字目から同行44文字目まで	—		
10 頁の上から21行目30文字目から22行目10文字目まで	—		